

実施契約変更契約書 (第 2 回)

令和元年 12 月 19 日付けで須崎市（以下「市」という。）と株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）との間で締結し、令和 2 年 3 月 31 日付けで変更契約した須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

（サービス対価の変更）

第 1 条 原契約書の別表サービス対価を下記のとおり改める。

変更前

業 務	サービス対価	（サービス対価に含まれる消費税及び地方消費税）
経営に係る業務	413,478,450	(37,588,950)
下水道管渠運営業務	100,714,900	(9,155,900)
終末処理場運転管理業務	—注	—注
終末処理場運転維持管理等 包括的民間委託業務	99,999,460	(9,090,860)
漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理 包括的民間委託業務	21,188,200	(1,926,200)
クリーンセンター等運転維持管理等 包括的民間委託業務	240,656,790	(21,877,890)
雨水ポンプ場保守点検業務	32,509,730	(2,955,430)
下水道管渠(雨水)維持管理業務	28,968,280	(2,633,480)
合 計	937,515,810	(85,228,710)

（注）終末処理場運転管理業務に係るサービス対価は、原則として提案書類に記載された金額に基づき、終末処理場に運営権が設定されるときに、市と運営権者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

変更後

業 務	サービス対価	(サービス対価に含まれる消費税及び地方消費税)
経営に係る業務	413,478,450 円	(37,588,950 円)
下水道管渠運營業務	100,714,900 円	(9,155,900 円)
終末処理場運転管理業務	—注	—注
終末処理場運転維持管理等 包括的民間委託業務	108,715,917 円	(9,883,265 円)
漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理 包括的民間委託業務	21,676,633 円	(1,970,603 円)
クリーンセンター等運転維持管理等 包括的民間委託業務	255,377,749 円	(23,216,159 円)
雨水ポンプ場保守点検業務	27,908,115 円	(2,537,102 円)
下水道管渠(雨水)維持管理業務	27,009,994 円	(2,455,454 円)
合 計	954,881,758 円	(86,807,433 円)

(注) 終末処理場運転管理業務に係るサービス対価は、原則として提案書類に記載された金額に基づき、終末処理場に運営権が設定されるときに、市と運営権者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項に併せて原契約書の約款B第2条第1項に掲げる各委託業務のサービス対価を下記のとおり変更する。

(1) 甲業務

委託業務名 終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務

(令和2年度 市単独 第2-16-101)

変更前：金 99,999,460 円 (うち消費税額及び地方消費税額 9,090,860 円)

変更後：金 108,715,917 円 (うち消費税額及び地方消費税額 9,883,265 円)

(2) 乙業務

委託業務名 漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務

(令和2年度 市単独 第2-16-102)

変更前：金 21,188,200 円 (うち消費税額及び地方消費税額 1,926,200 円)

変更後：金 21,676,633 円 (うち消費税額及び地方消費税額 1,970,603 円)

(3) 丙業務

委託業務名 クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務

(令和2年度 市単独 第2-16-103)

変更前:金240,656,790円(うち消費税額及び地方消費税額21,877,890円)

変更後:金255,377,749円(うち消費税額及び地方消費税額23,216,159円)

3 第1項に併せて原契約書の約款C第2条第1項に掲げる各委託業務のサービス対価を下記のとおり変更する。

(1) 雨水ポンプ場保全点検業務

委託業務名 雨水ポンプ場保守点検業務

(令和2年度 市単独 第2-16-104)

変更前:金 32,509,730円(うち消費税額及び地方消費税額 2,955,430円)

変更後:金 27,908,115円(うち消費税額及び地方消費税額 2,537,102円)

(2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務

委託業務名 下水道管渠(雨水)維持管理業務

(令和2年度 市単独 第2-16-105)

変更前:金 28,968,280円(うち消費税額及び地方消費税額 2,633,480円)

変更後:金 27,009,994円(うち消費税額及び地方消費税額 2,455,454円)

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、運営権者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、市及び運営権者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月18日

市	名称	須崎市
	代表者	須崎市長 楠瀬耕作

運営権者	住所	高知県須崎市潮田町3番15号
	商号又は名称	株式会社クリンパートナーズ須崎
	代表者	代表取締役社長 若林秀幸